

### 3 産業横断的な課題

#### (1) 事業者向けと一般消費者向けの区分の基準

|       |                          |
|-------|--------------------------|
| 検討年月日 | 1回目：第16回研究会（平成30年9月20日）  |
|       | 2回目：第18回研究会（平成30年11月28日） |
|       | 3回目：第19回研究会（平成30年12月19日） |
|       | 4回目：第20回研究会（平成31年1月31日）  |

生産物分類における統合分類と詳細分類の区分について、分野別の検討の当初においては、「事業者向け」と「一般消費者向け」の区分は、原則として統合分類で行うこととしていた。

しかし、その後、実際に分野別の検討が進むにつれて、「事業者向け」と「一般消費者向け」の区分可能性が認められるとしても、用途やサービスの質が実質的に同じものは統合分類ではなく詳細分類で区分しているものもみられ、全体として必ずしも統一的な整理がなされていない状況がみられた。

第16回研究会では、自動車整備サービスについて、事業者へのヒアリングにより区分可能性が確認できたことから、詳細分類において「事業者向け」と「一般消費者向け」に区分する案が提案されたが、自動車整備サービスは、車種が同じであればサービスの需要先が異なるとしても同じサービスになると考えられるため、あえて「事業者向け」と「一般消費者向け」を区分する必要があるかが議論となった。

これについて研究会では、「事業者向け」ではバスやトラックが多く、「一般消費者向け」では乗用車が多いと思われるため、集計値としてはサービスが異なると解釈しても差し支えないのではないかという意見や、同じサービスであっても、最終消費と中間消費で分けることはSUTの推計のためには意味があるため、区分すべきではないかなどの意見があり、議論の結果、「事業者向け」と「一般消費者向け」の生産物を、統合分類又は詳細分類においてどのように整理するのか、その方針を検討すべきとの課題が共有された。

これを踏まえ、事務局において整理方針が検討され、第18回研究会において、これまで検討された生産物分類のうち、「事業者向け」と「一般消費者向け」の区分を行っているものについて、サービスの用途及び質、事業者における区分可能性を踏まえて、統合分類レベルで区分するか詳細分類レベルで区分するかについて、以下の考え方に基づき、統一的に整理することが提案された。

- |   |
|---|
| ア 生産物の用途又は質が異なり、かつ、報告者における「事業者向け」と「一般消費者向け」の回答可能性が高いもの<br>⇒ <u>統合分類で区分</u>                |
| イ 生産物の用途又は質は異なるが、報告者における「事業者向け」と「一般消費者向け」の回答可能性が低いもの<br>⇒ <u>下記①～④を勘案して、統合分類又は詳細分類で区分</u> |

ウ 生産物の用途及び質はほぼ同じだが、報告者における「事業者向け」と「一般消費者向け」の回答可能性が高いもの

⇒ 詳細分類で区分

エ 生産物の用途及び質はほぼ同じであり、かつ、報告者における「事業者向け」と「一般消費者向け」の回答可能性が低いもの

⇒ 区分しない

※ ①国民経済計算、産業連関表及びSUTの推計上の必要性、②政策上又は研究上のニーズ、③国際比較可能性、④売上高、生産額等の規模

議論の結果、NAPCS型の分類体系を考えるのであれば、このように区分するのがよいとの方向性が示されたことを踏まえ、事務局は上記の考え方にに基づき、これまでに設定された「事業者向け」、「一般消費者向け」とされている生産物分類案を再整理することとなった。

なお、自動車整備サービスについては、上記の考え方のウを適用し、詳細分類で「事業者向け」と「一般消費者向け」に区分することとなった。

## (2) 生産物に関連して把握が必要な収入項目の扱い

|       |                          |
|-------|--------------------------|
| 検討年月日 | 1回目：第11回研究会（平成30年4月24日）  |
|       | 2回目：第17回研究会（平成30年10月29日） |
|       | 3回目：第18回研究会（平成30年11月28日） |
|       | 4回目：第20回研究会（平成31年1月31日）  |

第11回研究会における「本社及び持株会社のサービスの取扱い」の検討において、持株会社の経常収益には含まれるが、SNAにおける生産物の対象外である「受取配当金」の生産物分類における扱いについて議論が行われ、「生産物分類において何らかの形で位置付ける方向で引き続き検討する」とされた。

第17回研究会における大分類J金融業、保険業全体に共通する生産物「貸付サービス以外の資金運用」の検討において、有価証券利息配当金や株式等売却損益などは、経済センサスでは資金運用も含めて経常収益として把握しており、生産物分類において分類を設定しない場合、資金運用の部分が抜け落ちることとなるという意見があった。

また、民間企業や非営利団体等が受け取る補助金、寄付金等についても、SNAでは生産物の対象外であるが、経済センサス等の基礎統計では学校法人や政治・経済・文化団体等の企業以外の法人に対して、補助金、寄付金等を含めて売上（収入）金額を把握していることから、これらを生産物分類において生産物ではないと整理した上で、扱いを検討すべきであるとの方向性が示された。

これらの議論を踏まえ、第18回研究会において、事務局から、生産物分類には含まれないものであるが、生産物と混在して把握される可能性があるものや、SUTの推計又は統計調査の実施上特に必要なものについては、生産物とは別に生産物に関連して把握が必要な収入項目として生産物分類表において参考例示することが提案された。これについて研究会では、生産物分類とは別に識別できるコードを振った方がよいとの意見や、J S I Cとも対応付けができるようにした方がよいとの意見があった。

以上の検討を踏まえ、第20回研究会において、事務局から、生産物に関連して把握が必要な収入項目として、以下の7項目を参考例示することとし、生産物分類を用いて生産物を把握する際には、これらの収入項目について生産活動によって得た収入と合わせて把握することができることが提案され、了承された。

なお、生産物分類表では、これらの収入項目は、暫定分類コードの末尾に「R」（Reference）を付すとともに、名称の末尾にも「【R】」を付して区分している。

### 【生産物に関連して把握が必要な収入項目】

- ・ 貸付以外の資金運用
- ・ 土地の譲渡
- ・ 土地の賃貸
- ・ 不動産の譲渡（販売用不動産を除く）
- ・ 持株会社による子会社等の株式保有（受取配当金）
- ・ 知的財産の譲渡
- ・ 補助金、寄付金等

### (3) いわゆる「受託サービス」と「下請取引」の扱い

|       |                          |
|-------|--------------------------|
| 検討年月日 | 1回目：第14回研究会（平成30年8月9日）   |
|       | 2回目：第15回研究会（平成30年9月6日）   |
|       | 3回目：第18回研究会（平成30年11月28日） |
|       | 4回目：第20回研究会（平成31年1月31日）  |

#### ○ 個別分野の検討における議論

いわゆる「受託サービス」と「下請取引」に係る個別分野の検討における議論では、例えば、第10回研究会での大分類K不動産業、物品賃貸業の検討において、駐車場・自転車駐輪場のスペースを提供するサービスとして「駐車場・自転車駐輪場サービス」を設定したほか、需要先が委託者である自治体や事業者にはほぼ特定される駐車場・自転車駐輪場の管理を受託するサービスとして「駐車場・自転車駐輪場管理受託サービス」を設定した案が事務局から提案された。

一方で、第14回研究会での大分類P医療、福祉の検討においては、保育所や介護施設などの福祉施設は、設置者である自治体自らが運営する場合と指定管理者制度等により民間事業者に運営を委託する場合が考えられるが、サービス内容が異なるものではないとも考えられるため、受託サービスを設定しない案が提案された。これについて研究会では、民間事業者に運営を委託する場合でも、産出先を受託元である自治体とするのではなく、自治体自らが運営した場合と同様に、家計消費と政府消費に産出すると考えればよいのではないかとの意見があった。

また、第15回研究会では、広告業やソフトウェア業については、建設業と同様に重層下請構造があるため、そのまま生産額を集計すると重複が発生する恐れがあることから、生産物分類において元請と下請を区分することを検討すべきではないかとの意見があった。

このように、累次の研究会における議論を経て、「受託サービス」や「下請取引」の生産物分類上の在り方について、産業横断的に検討する必要性が研究会において認識された。

#### ○ いわゆる「受託サービス」と「下請取引」の整理方針

これを踏まえ事務局において、いわゆる「受託サービス」と「下請取引」の扱いについて検討が行われ、その整理方針案が第18回研究会に提出された。

まず、CPA、CPC、NAPCSの国際分類では、いわゆる「受託サービス」や「下請取引」について、分類上特に区分して設定していないことが報告された。

次に「受託サービス」としてこれまでに検討された生産物には、地方公共団体が駐車場や福祉施設等の公の施設を指定管理者制度により、民間事業者やNPO法人などに委託するケースが多くみられたため、指定管理者制度による受託サービスについて、①用途及びサービスの質の類似性と②把握される生産額の重複是正の必要性に着目して検討を行った。

①用途及びサービスの質の類似性については、公の施設を自治体自らが運営して利用料収入を得るケースと民間事業者が受託して委託料収入を得るケースでは、産出先は異なるものの、サービスの利用者とそのサービスの内容は基本的に同じであり、サービスの用途や質に違いはないとされた。

また、②把握される生産額の重複是正の必要性については、生産物分類において「受託サービス」を設定したとしても、生産額の推計において、必ずしも適切に重複是正できるとは限ら

ないことが確認された。

上記①及び②については、「下請取引」についても同様と考えられた。

以上のことから、いわゆる「受託サービス」のうち、主として指定管理者制度により委託して提供されるサービス及び元請事業者から下請事業者への「下請取引」に係るサービスについては、原則として生産物分類における区分は行わないとすることが提案された。

これについて研究会では、生産物分類では区分しないとした場合、経済センサスなどの統計調査で、委託費や外注費をどのように把握するかという問題が残るといった意見があった。これに対して、経済センサスは売上側で把握する調査であり、外注費については投入調査で把握することが想定されるため、扱いについては関係府省とも相談していきたいとの回答があった。また、経済センサスでは、建設業を元請と下請で分けて把握しているため、そのようなものと整合をとるということであれば、広告サービスやソフトウェア制作サービスも含めて「下請サービス」という分類項目を設定することも考えられるという意見があった。

議論の結果、いわゆる「受託サービス」と「下請取引」については、取引や業界の組織構造の話であり、生産物分類の考え方にはなじまないと考えられることから、事務局の提案のとおり、生産物分類においては区分しないという方向性が示された。

#### (4) 知的財産関連生産物の扱い

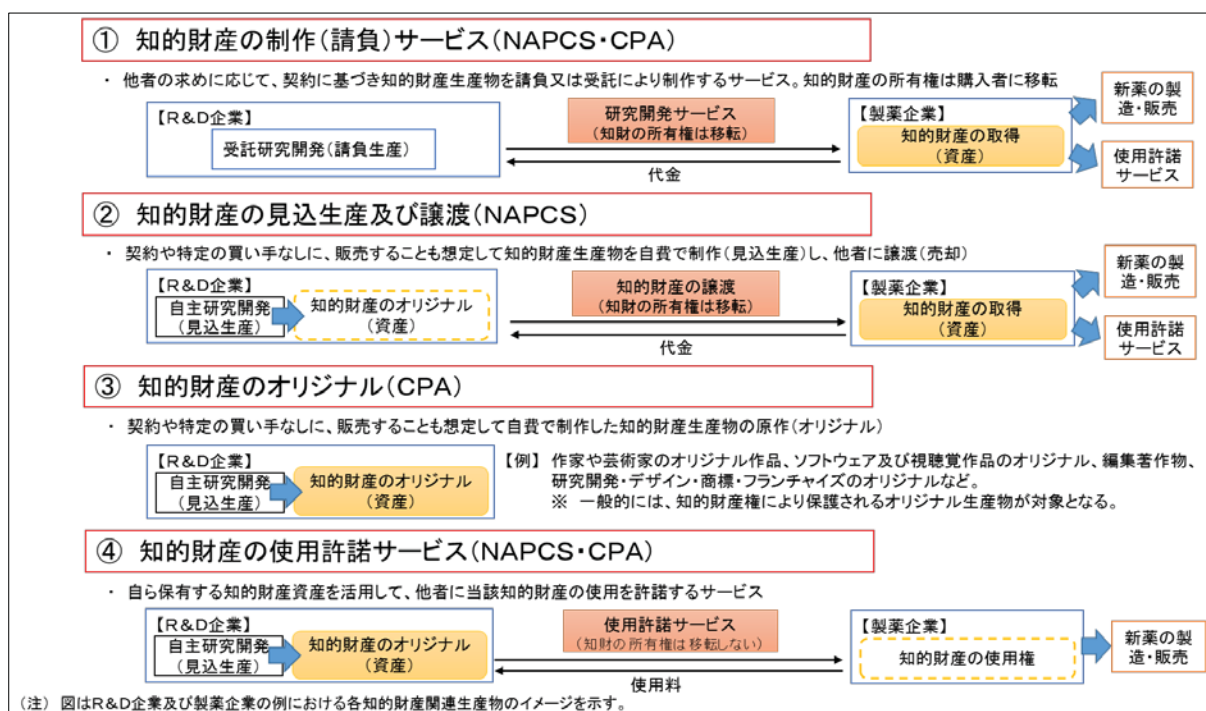
{

 検討年月日 1回目：第10回研究会（平成30年3月22日）  
 2回目：第20回研究会（平成31年1月31日）
 
}

第5回研究会（平成29年10月25日）において了承された「生産物分類策定の基本的な考え方」（以下「基本的な考え方」という。）では、ソフトウェア、研究開発、特許、商標、著作権等の知的財産は、無形財として生産物分類に含まれるとされた。

これを受け事務局において、NAPCS及びCPAにおける知的財産関連生産物の設定状況を確認したところ、次の4類型が見られた（図表3-3-1）。

図表3-3-1 NAPCS及びCPAにおける知的財産関連生産物の設定状況



（出典：第10回研究会 席上配付資料より抜粋）（注1、2）

（注1）NAPCSにおける知的財産関連生産物の扱いは、「NAPCS Discussion Paper」（NAPCSの策定及び履行に関連する事項について、1999年以降、3か国（アメリカ、カナダ、メキシコ）のステアリング・グループ会合等に提出された一連の文書であり、アメリカセンサス局の以下のページに掲載されている。<https://www.census.gov/eos/www/napcs/history.html>）を参考にした。

また、CPAにおける知的財産関連生産物の扱いは、「CPA Ver. 2.1」及び「CPA 2008 introductory guidelines」（<https://ec.europa.eu/eurostat/web/cpa-version-2.1/overview>）を参考にした。

（注2）平成30年3月に、法政大学日本統計研究所の主催により開催された第15回国際ワークショップでは、EU統計局及び米国センサス局から統計分類の専門家を招へいして、EU及び北米の生産物分類について講演・議論が行われ、その中で知的財産関連生産物についても議論が行われた。同ワークショップの詳細については、「研究所報 No. 50 サービス分野の生産物分類」（2019年1月法政大学日本統計研究所）参照。

NAPCSではこの内の①、②、④が生産物分類として設定され、CPAでは①、③、④が生

産物分類として設定されていた。

第10回研究会において、事務局は、これら4類型の内、②の「知的財産の見込み生産及び譲渡」は資産取引と考えられるため、生産物分類の対象外とする一方で、NAPCSでは生産物分類の対象となっていない③の「知的財産のオリジナル」を生産物分類の対象に含め、(A)「知的財産の制作(請負)サービス」、(B)「知的財産のオリジナル」、(C)「知的財産の使用許諾サービス」の3類型からなるCPA型で知的財産関連生産物を整理することを提案した(図表3-3-2)。その上で、論点として、以下の2点が提起された。

図表3-3-2 知的財産関連生産物の設定方針(案)

|   |                        |
|---|------------------------|
| <b>A 知的財産の制作(請負)サービス</b>  | <b>※前記①</b>            |
| <p><b>【定義】</b> 他者の求めに応じて、契約に基づき請負又は受託により知的財産の制作を行うサービスをいう。<br/>         なお、制作した知的財産の所有権は、基本的に購入者に譲渡されるが、契約上、一部の所有権が購入者に譲渡されない場合もあり得る。</p>   |                        |
| <b>B 知的財産のオリジナル</b>   | <b>※前記②、③(有形財・無形財)</b> |
| <p><b>【定義】</b> 販売又は継続的に生産活動に使用することを想定して、経済主体自らの経済活動(企業内研究開発、レコード会社の原盤制作、著述・芸術家の創作活動など)により生産された知的財産のオリジナル(研究開発の成果物、特許権・著作権等の知的財産権、芸術作品の原作品など)をいう。<br/>         本生産物は、基本的に生産者の資産として計上され、生産に要した費用や想定される売却額等により評価される。</p> <p><small>(注)1 前記②の見込み生産及び譲渡については、企業内研究開発などの成果としての知的財産のオリジナルが本生産物に含まれることになるが、その後、当該生産物が売買取引等によって譲渡された場合は、資産取引となるため生産物分類の対象外として整理する。</small></p> <p><small>(注)2 他者が資産として保有する知的財産のオリジナルを売買取引等により取得したものは本生産物に含めない。</small></p> |                        |
| <b>C 知的財産の使用許諾サービス</b>  | <b>※前記④</b>            |
| <p><b>【定義】</b> 自らの資産として保有する知的財産権を活用して、他の経済主体と使用許諾契約を締結し、知的財産を使用させるサービスをいう。提供者はその対価として使用料を受け取る。</p>  |                        |

(出典：第10回研究会 席上配付資料より抜粋)

- i) 基本的な考え方では、「生産物とは、経済活動における生産の成果として産出される財及びサービスであり、国内又は国際的な取引の対象となり得るすべてのもの及びストックに組み入れることができるすべてのものを含む。」としている。このようなことから、知的財産関連生産物の設定方針(案)では、取引の対象となり得るもの(売上の立つもの)のみならず、SNAにおける「企業内研究開発」など取引の対象とはならないが、経済主体のストックに組み入れられ得る「知的財産のオリジナル」というCPAの考え方を採用している。一方、NAPCSでは、生産物分類の対象は取引の対象となり得るものに限定しているため、取引の対象とならない「知的財産のオリジナル」は分類の対象となっていない。本設定方針(案)では、CPAでの考え方を採用し、NAPCSの考え方とは異なるものであるが、妥当か。
- ii) 第6回研究会では、「自然科学研究」という生産物を設定し、これには他社向けの受託研究サービスと自社向けの企業内研究開発の両方を含むものとして定義していた。この理由は、自社向けと他社向けを区分しても、用途の違いが明確にならないという考え方に基づくものであった。一方で、今回の設定方針(案)では、CPAにおける考え方に基づき、サービスとしての「知的財産の制作(請負)サービス」と財(有形財又は無形財)としての「知的財産のオリジナル」に区分することとしているが、妥当か。

これについて研究会では、「知的財産のオリジナル」は、SNAにおいても総固定資本形成に組み入れられるものであり、ストックとの整合性を取るためにも生産物の対象にすべきであるという意見があった。また、3類型での区分が知的財産を把握している各種統計に影響を与える可能性に留意することが必要ではあるが、知的財産関連生産物を上記3類型で区分するという手法は採用する価値があるという意見があった。

知的財産関連生産物の設定方針（案）については概ね了承されたものの、研究会では、どのように「知的財産のオリジナル」を捉えるのか（「知的財産のオリジナル」は生産に要した費用で評価の方が捉えやすいと思うが、想定される売却額で評価すると数字上かなり差が生じると思われる点をどうするのか）、また、「知的財産のオリジナル」が同じ年に譲渡された場合はどのように処理するのか、などの疑問も上がった。

事務局からは、「知的財産のオリジナル」の把握については、基本的には費用で評価されるものの、著述家の小説などを費用積み上げで評価すると正確な評価につながらないと思われ、別途の方法の検討が必要であること、「知的財産のオリジナル」が同じ年に譲渡された場合であっても、「見込生産」されたものは資産取引とみなし、生産物分類の対象外にする方向で整理するという方針を提示したが、検討は継続して行うこととされた。

第20回研究会では、これまでの関連する生産物での議論も踏まえ、第10回で提案された3類型による区分で知的財産関連生産物を整理すること、及びNAPCSやCPAの知的財産関連生産物の設定状況を考慮して、下記の分野について3類型の知的財産関連生産物を設定することが提案された。

**【研究開発、産業財産権等】**

- ・ 研究開発
- ・ 産業財産権等（特許権、実用新案権、意匠権、商標権、フランチャイズ、回路配置利用権、育成者権など）
- ・ デザイン
- ・ 鉱物探査・評価

**【著作物】**

- ・ ソフトウェア
- ・ 映画、動画、テレビ番組、テレビCM
- ・ 音響、音楽、ラジオ番組、ラジオCM
- ・ 出版物
- ・ 著述・芸術作品
- ・ データベース情報
- ・ 地図・地理情報
- ・ 写真

これについて研究会では、「データベース情報」と「地図・地理情報」において使用許諾サービスが設定されていないのはなぜかとの質問に対して、事務局から、これらの分野について、制作サービスと使用許諾サービスを区分することは難しいと考えられるため、「データベース情報」の



使用許諾は「情報提供サービス」に、「地図・地理情報」の使用許諾は「地図・地理情報の作成・提供サービス」に含まれるものと整理しているとの回答があった。

議論の結果、基本的には事務局の提案のとおり知的財産関連生産物に関する分類を設定することが了承された。

なお、第10回研究会の議論において生産物分類の対象外とされた「知的財産の譲渡」については、生産物に関連して把握が必要な収入項目（前述第3の3（2）参照）として参考例示されている。

## (5) シェアリングエコノミーの扱い

( 検討年月日 第 15 回研究会 (平成 30 年 9 月 6 日)  
第 19 回研究会 (平成 30 年 12 月 19 日) )

第 15 回研究会では、大分類 G 情報通信業の生産物の検討において、インターネットによる販売システム、取引仲介システム等を提供するサービスとして「マーケットプレイス提供サービス」を設定することが提案され、いわゆるシェアリングエコノミーにおける個人間の取引を仲介するサービスも本分類に含まれることが事務局から説明され、その妥当性について議論が行われた。

これについて研究会では、シェアリングエコノミーの特徴は、供給者が個人であるところであり、生産物分類として設定する場合は、需要先ではなく供給先で区分する必要があることや、シェアリングエコノミーにおける個人の生産額を直接把握することは困難であり、仲介事業者のデータから推計せざるを得ないことなど、生産物分類の策定方針に沿わない部分はあるが、例外として設定を検討すべきではないかとの意見があった。また、シェアリングエコノミーは個人間の取引とされているが、仲介サイトには事業者も取引に参加しており、そもそも中古品の取引はこれまでも存在し、それとの違いはあるのか、そういった状況の中で、あえて区分する必要があるのかとの意見もあった。さらに、定義や生産額の把握は難しいものの、シェアリングエコノミーの経済規模を推計するニーズはあるため、生産物分類として設定してほしいとの意見もあった。

これを踏まえ事務局では、シェアリングエコノミーにおけるプラットフォームが提供するサービスをどのように扱うかについて整理を行い、第 19 回研究会において、以下のとおり論点が提起された。

- ① シェアリングエコノミー検討会議中間報告（内閣官房 IT 総合戦略室）の定義によれば、シェアリングエコノミーは、「個人」又は「本業として資本を投下していない法人」による「不特定多数の個人」に対する「既存のリソース（遊休資産や個人の余った時間等）の提供」と整理できるが、プラットフォームによる取引仲介の対象となるサービスが、既存リソースか、本業として追加資本を投下したサービスかを見極めるのは難しく、政府の定義に沿ってシェアリングエコノミー仲介サービスを区分することは困難ではないか。

### <見極めが難しい取引の仲介対象の例>

|                  |   |                      |
|------------------|---|----------------------|
| (既存リソース)         |   | (本業として追加資本を投下)       |
| 中古品              | — | 個人のハンドメイド品・農作物       |
| 常時雇用者の副業によるスキル提供 | — | プロフェッショナルの主業によるスキル提供 |
| オフィスの空き会議室       | — | 貸会議室事業者の保有物件         |

- ② 生産物分類では、取引の仲介対象となるサービスの供給元が「個人」か「法人」で区分を行ってはどうか。これは第 15 回研究会で指摘された「個人の生産額の把握」に資する区分ともなりうる。ただし、事業者ヒアリングでは、「個人」、「法人」の別を利用者登録の必須事項としていないケースが見られたため、統計調査における把握可能性には留意が必要である。

なお、供給元が「個人」であるもののうち事業性を有するサービスの取引仲介の扱いにつ

いては、これを「個人事業主」と区分した上で「法人」によるサービスの取引仲介に含めるといったことも考えられるが、「個人事業主」を統計分類として明快に区分することは困難であることから、特段区分は行わず、「個人」として区分することが適当ではないか。

- ③ 「マーケットプレイス提供サービス」の定義に当てはまる取引仲介サービスのうち、当該行為に係る経済活動が、J S I Cでは、大分類G情報通信業の中分類40「インターネット附属サービス業」ではなく、確立した個別産業として他の分野に分類されるものがある。これら経済活動に係るサービスについては、「マーケットプレイス提供サービス」と同様の収益構造を有しているとしても、その用途が他の産業の生産物と類似する場合は、確立した一つの生産物として別に捉えた上で、各々の産業に位置付けることが適当ではないか。

＜確立された一つの生産物の例＞

クラウドファンディング → 「一般消費者向け貸付サービス」「事業者向け貸付サービス」  
（「大分類J金融業、保険業」-「641 貸金業」）

民泊仲介サービス（簡易宿所、特区民泊、新法民泊） → 「国内宿泊手配サービス」  
（「大分類N生活関連サービス、娯楽業」-「791 旅行業」）

以上の論点を踏まえ、事務局は、シェアリングエコノミーにおけるプラットフォームによる仲介サービスの把握に資するため、大分類G情報通信業の統合分類「マーケットプレイス提供サービス（広告以外の収入）」を、詳細分類で「個人が提供するサービスの仲介」と「法人が提供するサービスの仲介」に区分する修正案を提示した。なお、個別の生産物として確立しているものは本分類に含めないものとして整理した。

これについて研究会では、法人と個人を区分することに対して、一定の評価は得られた一方で、詳細分類を提供元で分けることにより、回答が難しくなるようなことがあれば、かえって本来回答できたはずの全体についても把握できなくなってしまうのではないかという懸念も示された。また、出品者と購入者の両方から手数料を徴収する場合、購入者側の手数料はどこに分類されるのか、また、購入者側の手数料が月額払いで購入するサービスが法人も個人もある場合はどうなるのか、などの懸念があった。

研究会での議論を踏まえ、事務局において追加のヒアリングを行った結果、「マーケットプレイス提供サービス（広告以外の収入）」の詳細分類は、出品者側からの手数料収入については「個人出品者からの手数料収入」と「法人出品者からの手数料収入」に区分するとともに、新たに「購入者からの手数料収入」を設定して、出品者からの手数料と区分して整理することとし、研究会において了承された。

## (6) 本社及び持株会社のサービスの扱い

|   |       |                          |
|---|-------|--------------------------|
| 〔 | 検討年月日 | 1回目：第11回研究会（平成30年4月24日）  |
|   |       | 2回目：第18回研究会（平成30年11月28日） |

第11回研究会において、事務局から、J S I Cの細分類「主として管理事務を行う本社等」に対応する生産物分類を設定することや、国際分類との比較可能性を確保するなどのため、本社サービス及び持株会社のサービスを設定することが提案された。

「本社サービス」は、複数事業所を有する企業の本社等が同じ企業内の他の部門又は支社、営業所、工場等の他の傘下事業所向けに提供するサービスであって、企業内取引として費用のみが計上されるものと定義された。

また、持株会社のサービスは、持株会社が子会社等の株式を保有し、経営権を取得した子会社の事業活動を支配し、その対価として受取配当金を得る「持株会社における子会社の株式保有サービス（受取配当金）」と、持株会社がグループ運営のために子会社等に提供する各種サービスとフランチャイズチェーンを展開するために加盟店等に提供する各種のサービスを含む「持株会社及びフランチャイズ本部等によるグループ運営等サービス」の2つを統合分類として設定することが提案された。

研究会では、まず本社サービスの対象範囲が論点となった。つまり、原案では本社サービスの対象範囲は、企業内取引としての「管理統括活動」と人事、会計、広報、調達等を含む「付随的活動」であるが、C P C及びC P Aでは、企業内取引のほか対価を得て提供するサービスも概念上含んでおり、また「管理統括活動」に限定しているという違いがあった。

これについて研究会では、理想的にはアウトソーシングできる「付随的活動」を除外し、管理統括活動に限定した方がよいという意見が出たが、統計調査において「管理統括活動」と「付随的活動」を区分することが難しく、また、本社サービスとアウトソーシングには代替性があると考えられることから、事務局案のとおり「本社サービス」は「管理統括活動」と「付随的活動」を含むものとするのでよいのではないかと、という意見も出された。

また、持株会社のサービスのうち「持株会社における子会社の株式保有サービス（受取配当金）」については、S N Aにおける生産物の対象外である受取配当金を生産物分類として設定すべきか否かが論点となった。

これについて研究会では、受取配当金はどこかで定義する必要はあるが、S N Aではサービスの対価ではないとみなしているため、生産物としては切り離して定義すべきではないかといった意見も出たが、受取配当金が純粋持株会社の売上高の大半を占めており、子会社の経営・管理を行っている対価という面があることから、生産物分類においてなんらかの形で位置付けるべきではないかとの意見もあった。

さらに、「持株会社及びフランチャイズ本部等によるグループ運営等サービス」については、フランチャイズ本部と持株会社のサービスを区分すべきか、また、商標権（ブランド）使用料については、現状、「産業財産権の使用許諾サービス」との重複が生じており、その扱いをどう考えるかが論点となった。

これについて研究会では、事務局が提起した、フランチャイズ本部のサービスと持株会社のグループ運営サービスに用途の違いはないという見解については疑義が示されるとともに、フラン

チャイズ本部が提供するサービスは、加盟店との間のサービスであり、持株会社が提供するサービスとは異なると思われ、フランチャイズ本部と持株会社のサービスは区分すべきではないかとの意見が出された。

研究会後の事業者へのヒアリング結果等を踏まえ、事務局は、持株会社のグループ運営サービスとフランチャイズ本部のサービスは別の生産物として設定する一方で、商標権の使用許諾とフランチャイズの運営に係るサービスについては、CPA及びCPCでの設定状況を踏まえ、同じ生産物として設定する修正案を提示した。また、受取配当金については、貸付以外の資金運用収益や補助金、寄付金等とともに、生産物に関連して把握が必要な収入項目（前述第3の3（2）参照）として生産物とは別に参考例示することを第18回研究会に提案した。

研究会では、事務局の修正案について特に異論はなく、了承された。

## (7) 専ら費用の積み上げにより計測される生産物の扱い

(検討年月日 第20回研究会(平成31年1月31日))

第20回研究会では、事務局から、サービス分野の生産物分類の利用上の留意点(第20回研究会資料3別添1)が示され、その中で、「本分類によって計測されるべき生産高(生産額、生産量等)は、統計の作成目的に応じて設定される」とし、その上で、本分類には市場価格により測定される市場生産物のみならず、市場価格による測定が困難な生産物や、マージンや手数料により生産額が測定される生産物も含まれているが、これらについては、本分類上、特に区分していない点について留意が必要であるとの説明があった。

これについて研究会では、統計調査で用いる分類表を作る際の参考とするため、売上を把握する分類、費用を把握する分類、生産物以外の収入を把握する項目の3つを区分できるように分類コードを設定してほしいとの意見が出された。

これを踏まえ事務局において、利用者の利便に資するため、暫定分類コードの後置符号として、生産物に関連して把握が必要な収入項目「R」(前述第3の3(2)参照)のほかに、専ら費用の積み上げにより計測される生産物に「C」(Cost)を付すこととし、売上を把握する分類と区分できるようにした(後述第4別紙1参照)。

なお、特にコードを付していない生産物の中にも、その一部に費用の積み上げにより測定されるものが含まれていることもあるため、本分類を適用する際には留意が必要である。